

2019年7月1日

取引先各位

東鉄工業株式会社

消費税改正に伴う当社における注文書の発行方法について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

2019年10月1日より消費税法の改定に伴い消費税率が10%に引き上げられる予定となっておりますが、工事請負契約においては経過措置期間が設けられております。当社が使用しているシステムでは複数税率で注文書を発行することができないため、工期（自）が2019年4月1日以降かつ、工期（至）が2019年10月1日以降で8%の注文書が発行された場合、2019年9月分の請求処理後に一旦工事注文書を精算させていただき、10月1日以降の工期分について10%の注文書を新たに発行させていただきます。

お取引先の皆様におかれましては、今回の件で印紙代等をご負担いただくこととなり、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

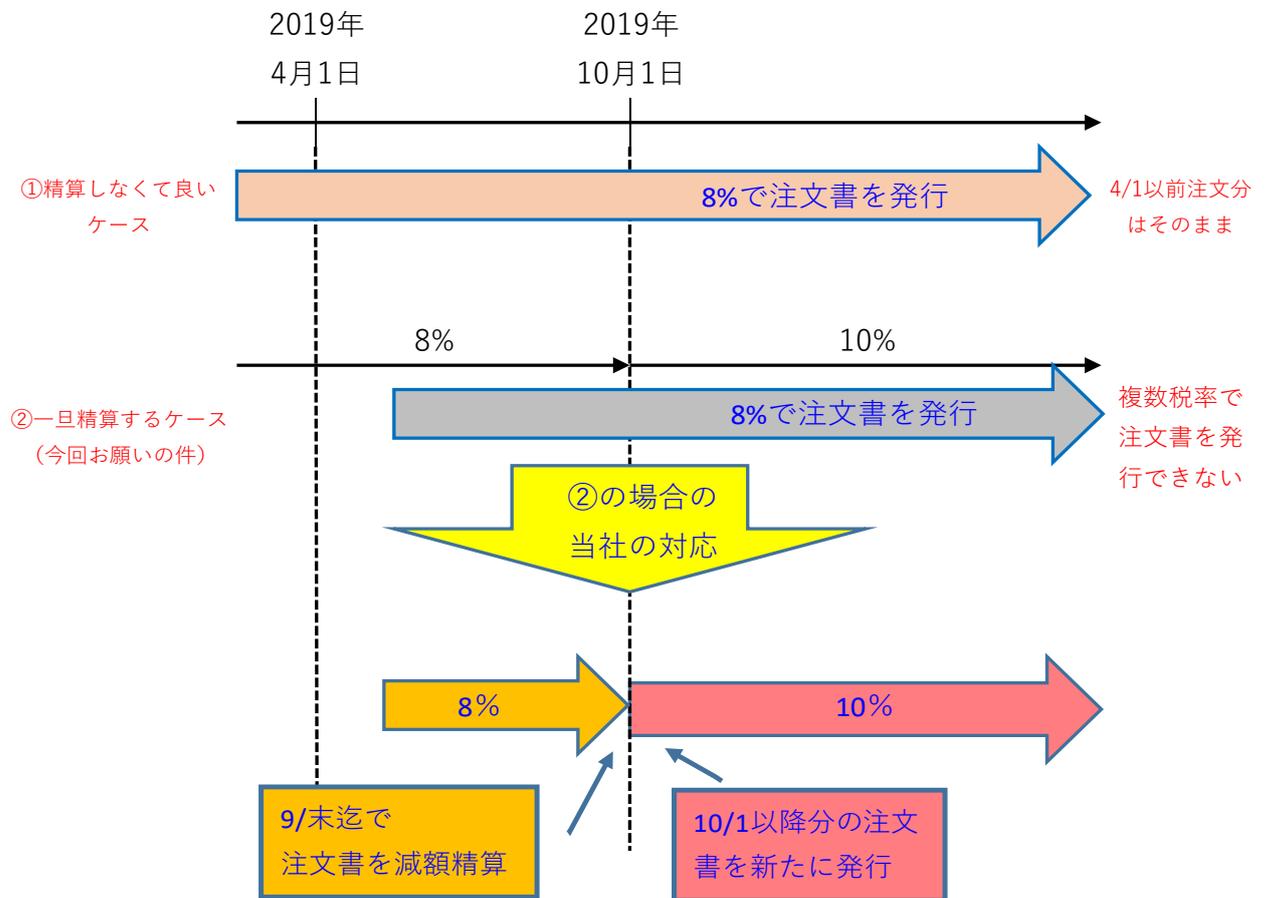
【今回の注文書に該当する個別工事注文契約（再発行に該当する注文書の工期）】

- ・工期：（自）2019年4月1日以後～（至）2019年10月1日以降

【出来高検査結果に基づく支払の税率】

- ・2019年9月末迄 →8%
- ・2019年10月1日以降 →10%

[参考図]



以上

[問い合わせ先]

東鉄工業株式会社 業務サポート本部 業務管理センター

TEL : 03-5369-7616 FAX : 03-5369-7641

※注文書の内容に関する事項については、各現場にお問い合わせ下さい。